

霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のように改正する。

平成29年12月8日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

(霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成20年霧島市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

霧島市地域経済牽引事業の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)」に、「企業立地」を「法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業」に改める。

第2条中「法第9条第1項で定める同意集積区域内」を「法第4条第2項第1号で定める促進区域」に、「法第5条第5項」を「法第4条第6項」に、「産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画」を「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画」に、「法第15条第2項に規定する承認企業立地計画」を「法第13条第4項による鹿児島県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画」に、「企業立地の促進等によ

る地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）」に、「第3条」を「第2条」に改め、「（指定集積業種であって省令第4条で定めるものに属する事業を行う者に限る。）」を削る。

第6条第1号中「企業立地計画」を「地域経済牽引事業計画」に改める。

（霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正）

第2条 霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年霧島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

霧島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項」に改める。

第2条中「緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号）」を「緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号）」に改める。

第3条の表中

「

野口地区工場用地
山下地区工場用地
内地区工場用地
真孝地区工場用地
国分上小川工業団地

」を

「

野口工業団地
山下工業団地
内工業団地
真孝工業団地
国分上小川工業団地
川内工業団地
清水工業団地

」に、
「上ノ地区工場用地」を「上ノ工業団地」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(霧島市税条例の一部改正)

- 2 霧島市税条例（平成17年霧島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第70条の3第3号中「霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例」を「霧島市地域経済牽引事業の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する条例」に改める。

(提案理由)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行に伴い、引用条項等を改める必要が生じたこと、及び改正後の法律第4条第1項の規定により策定した「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画」に基づき、特例措置の適用を受ける区域の範囲に、二つの工業団地を加えるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。